

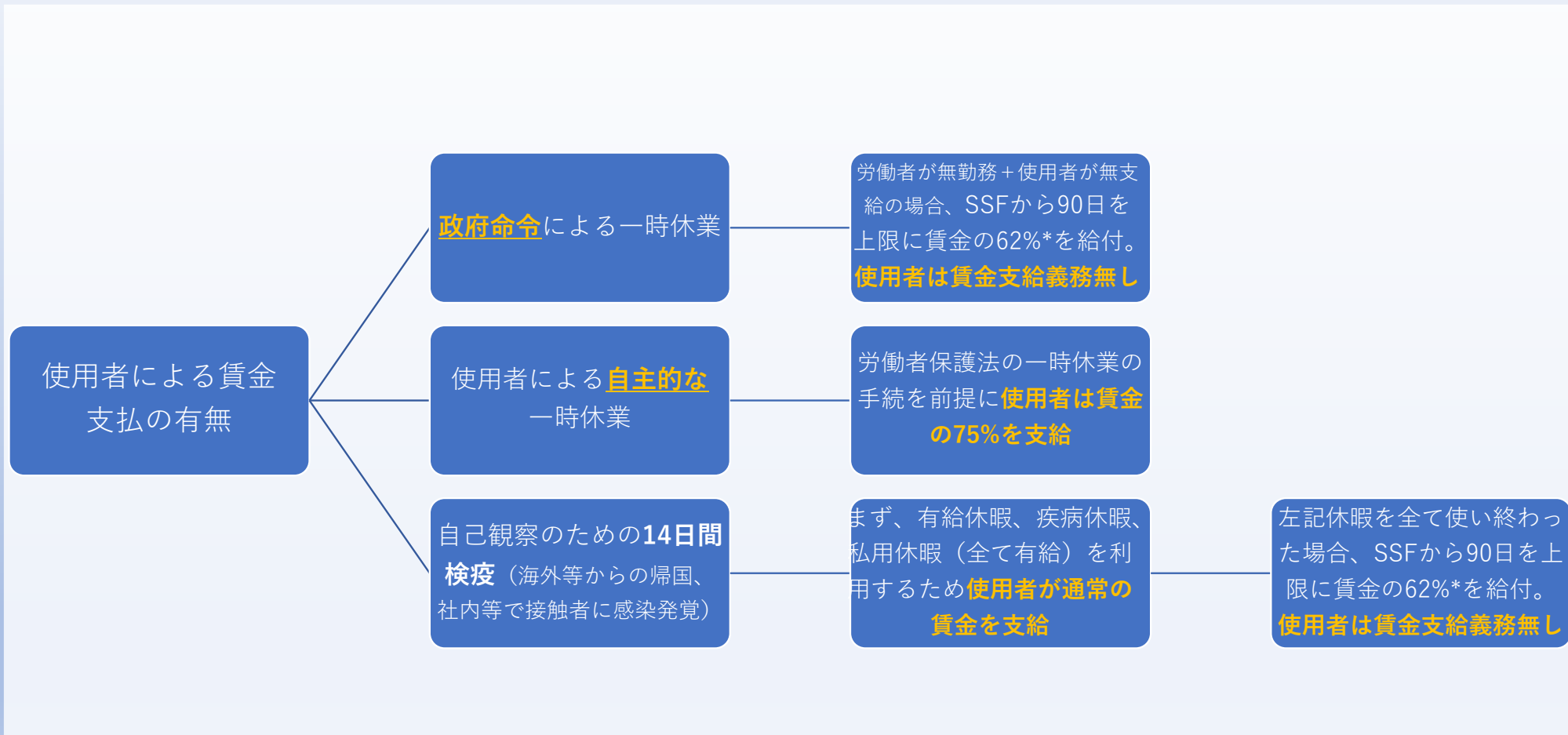


新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年4月2日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

- 前回、ご案内した休業の場合の社会保険基金から労働者への給付ですが、3/31の閣議で内容が若干変更されました。上限が50%から62%（上限：月7500→9300バーツ）、また日数が90日へ統一されました。今後、国会へ法改正案が諮られますが、そこでも内容が変更される可能性があります。詳細は添付をご覧ください。
- 皆様ご承知かと存じますが、先程、緊急事態宣言の第2版が発令されました。**全国で22:00～4:00の間、外出禁止令**となります。例外としては、医療、銀行、消費財・農産物輸送、薬・医療用品、新聞、小包・燃料輸送、輸出入のための輸送となります。また、**夜勤のための移動、空港へ（空港から）の移動も例外**となります。ただし、夜勤のための移動につきましては、**告知の文章ではどこまでが許されるのか不明確**ですので、**各県の保健事務所、警察署、県庁**にもご確認ください。なお、可能な場合でも夜勤者には、IDカード、社員証、社内の夜シフトの指示書を持たせてください。
- 先日ご案内したバンコク都内の12か所の検問所（現在は13か所）以外にも各県の県境に検問所が設けられております。検問所の場所は、下記のサイトから  マークで表示された場所になります（漏れがある可能性もあります）。スマートフォンからも確認可能。 URL: <https://traffic.longdo.com/> モバイル版 
- COVID-19に関する法務、労務、税務等の問題について、弊社お客様については無料でメールでのご相談に応じます。ただし、公益のため皆様と共有すべきと判断するご相談内容については、会社、個人等を特定できない形でシェアする場合がございますので予めご了承ください。
- 弊社でも時差出社やテレワークを一部適用しておりますが、日中に外出禁止令が出ない限り、サービス提供は土日祝以外、通常通りとなります。緊急時は井上もしくは南里宛にご一報ください。

(注)3/31閣議承認版。ただし、国会で修正の可能性あり。



SSF:社会保険基金

*上限は月9,300バーツ